

1. 柴田町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、柴田町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年柴田町条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和5年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 柴田町子ども・子育て会議 委員名簿

任期期間：令和7年7月1日～令和9年6月30日（3年間）

No	氏名	所属・役職	構成	備考
1	野村 恵里	学校法人 柴田学園 たんぽぽ幼稚園長 (私立幼稚園代表)	事業に従事する者	
2	佐藤久美子	船岡保育所長 (保育所代表)	事業に従事する者	
3	仲井 文春	小規模認可保育園 カラーズふなおか園 (地域型保育事業者・認可外保育園代表)	事業に従事する者	
4	平井 寛子	育児サークル代表 (さくらんぼう)	子ども保護者 (未満児)	
5	朝井 香奈	保育所保護者代表 (西船迫保育所)	子ども保護者 (保育所)	
6	駒板 美穂	幼稚園保護者 (熊野幼稚園)	子ども保護者 (幼稚園)	
7	今村美也子	小学校保護者 (槻木放課後児童クラブ)	子ども保護者 (小学校)	
8	児玉 芳江	NPO 等子育て支援団体等 (NPO 法人 しばた子育て支援ゆるりん)	学識経験のある者	副会長
9	八島 裕晃	柴田町社会福祉協議会	学識経験のある者	
10	武田 則男	元 教育相談員、船岡小学校長	学識経験のある者	会長

3. 策定経過

年月日	内容
令和7年6月20日～ 令和7年10月3日	柴田町ヤングケアラー調査 ・柴田町立学校に通学している小学4～6年生853人 ・柴田町立学校に通学している中学1～3年生814人
令和7年6月30日～ 令和7年7月14日	こども・若者施策に関する調査の実施 ・高校生年代から39歳 1,000人（無作為抽出）
令和8年1月28日	第1回柴田町子ども・子育て会議 ・こども計画（案）について
令和8年2月16日	第2回柴田町子ども・子育て会議 ・こども計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
令和8年2月18日～ 令和8年3月19日	パブリックコメントの実施
令和8年3月19日	議員全員協議会で説明
令和8年3月24日	第3回柴田町子ども・子育て会議 ・パブリックコメントの実施結果について ・こども計画（最終案）について

4. 用語解説

あ行

用語	内容
医療的ケア児	人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶこと。障害者の権利に関する条約においては、インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件として、①障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②障がいのある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること、③障がいのあるこどもが、他のこどもと平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されることが示されている。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻き場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念のこと。

か行

用語	内容
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計のことで、1人の女性が一生の間に産むこどもの数の平均。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもに対し、出産前から子育て期に係る切れ目のない支援を行うとともに、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓などを担う機関のこと。
こども基本法	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行された法律。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。
子ども・子育て支援法	幼児教育・保育や待.児童の解消、地域における子ども・子育て支援の充実や、地方自治体における事業計画の策定、子ども・子育て会議の設置等を定めた法律。
こども大綱	こども基本法に基づき、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定され、令和5年12月に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策の推進に関する大綱を1つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。「こどもまんなか社会」の実現を目指している。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、基本理念や基本となる事項を定め、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的としている。 令和6年6月に法律名が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められるとともに、目的、基本理念、基本的施策などの充実が盛り込まれた。

こどもまんなか社会	こども家庭庁が掲げる社会ビジョンであり、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができると目指します。
子ども・若者育成支援推進法	こども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について定め、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的としている。令和6年6月の改正で、ヤングケアラーの定義を初めて法律に明記し、国・自治体などが支援に努めるべき対象に加えた。

さ行

用語	内容
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担うこどもがすこやかに生まれ、育成される社会を形成するため、地方自治体や事業主における次世代育成支援のための行動計画の策定や、仕事と子育ての両立支援等を定めた法律。
児童の権利に関する条約	平成元(1989)年11月20日の第44回国連総会において採択され、18歳未満のすべての人を「児童」と定義し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約。
児童福祉法	18歳未満の児童の健全育成と児童福祉の保障等に関する根本的・総合的な法律。児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所等の児童福祉機関の設置・運営、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が定められている。
スクールカウンセラー	いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細かな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員のアドバイス等を行う。公認心理師・臨床心理士の資格を持っている人が多い。
スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術をもった人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、その解決に向けて、福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行うために、学校に配置又は派遣される人のこと。

た行

用語	内容
地域型保育事業	児童福祉法に基づき、多様な施設や事業者を市町村が認可する保育事業。主に待機児童の多い0歳児から2歳児が対象で、少人数の単位で保育を行う。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型がある。

な行

用語	内容
認可外保育施設	認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設（保育者の自宅で行うもの、少人数のものを含む）の総称。
認定こども園	幼稚園（教育）と保育所（保育）の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

は行

用語	内容
パブリックコメント	行政機関が政策を実施する際に、計画などの案を公表して住民から意見を募集する手続き。
フッ化物洗口	低濃度のフッ化ナトリウム水溶液で一定時間（約1分間）うがいをすることで、むし歯を予防する方法。
プレコンセプションケア	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合えること。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げます。

や行

用語	内容
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る。）
要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童、特定妊婦などの早期発見や適切な支援を図るために、関係機関がそのこども等に関する必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行うことを目的に、児童福祉法第25条の規定に基づき設置する会議体のこと。児童福祉、保健医療、教育、人権擁護、警察・司法の各団体で構成されている。

わ行

用語	内容
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期などといった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できること。

柴田町こども計画

令和8年3月発行

発行：宮城県柴田町

編集：柴田町子ども家庭課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号

TEL:0224-55-2115 FAX:0224-55-4172

E-mail:children@town.shibata.miyagi.jp